



保健センター だより

問い合わせ ☎ 27-7555

6月

地域とつながる母子手帳アプリ

ばら菜び by 母子モ

6月から利用開始!



「ばら菜び」は、お子さまの成長の記録を家族と共有することや、予防接種の管理が手軽にでき、地域の育児情報も簡単に確認することができる電子母子手帳サービスです。

成長記録モ!

大切な思い出を残せる

成長記録や楽しい思い出を記録、家族皆で共有できます。

街の育児情報モ!

地域とつながる安心子育て

地域の情報が届きます。また、必要な施設を検索できます。

予防接種モ!

複雑で面倒な予防接種スケジュールをカンタン管理!

誕生日と接種状況などから最適なスケジュールをご提案します。忙しい毎日でもプッシュ通知が届き、予定日を忘れず安心です。



母子モで検索!

母子モ 検索



Apple および Apple ロゴは米国その他の国で登録された Apple Inc. の商標です。App Storeは、Apple Inc.のサービスマークです。Google Play および Google Play ロゴは Google LLC の商標です。

6月は食育月間

6月19日は“食育の日”です

「食育」とは、様々な経験を通じて「食」に関する知識と、バランスの良い「食」を選択する力を身につけ、健全な食生活を実践できる力を育むことです。

健康的な食のあり方を考えるとともに、家族や友人と一緒に食卓を囲んだり、食べ物の収穫を体験したり、季節や地域の料理を味わったりするなど、食育の“環(わ)”を広げるきっかけにしましょう。



6月4日~10日は 歯と口の衛生週間です

「咲かそうよ 笑顔の花を 歯みがきで」

お口の状態は、全身の健康と密接な関係があります。歯科疾患の予防や治療を行うことが健康維持や長生きの秘訣ともいえます。歯と口の衛生週間を機会に口腔習慣をみなおしましょう。



神戸町では産婦健康診査(産後1か月)の費用助成を実施しています!

◇対象となる方

平成30年4月1日以降に出産した産婦で、健診受診日に神戸町に住所を有する方

◇健診の受診時期と助成金額

- ・産後1か月時の産婦健康診査に要した費用のうち、**上限5,000円**を助成
- ・健診項目は、「問診」「身体所見」等の医療機関で実施する産婦健康診査項目

※乳児の1か月児健康診査は助成対象外になります。

※産婦健康診査の健診料は医療機関によって異なります。

健診料が公費負担助成額を上回る場合や、対象項目以外の検査をした場合は、自己負担が発生します。

◇申請時の持ち物

健診受診日から**1年以内**に下記の申請時の持ち物をそろえ、保健センターに申請してください。

- ①領収書(産婦健康診査費の明細が明記されているもの)
- ②印鑑(シャチハタ不可)
- ③母子健康手帳(母子健康手帳の「出産後の母体の経過」に記載されているもの)
- ④振込先である銀行等の口座が分かるもの(通帳等)

※一部の医療機関及び助産所では受診できないことがありますので、事前に受診を希望する医療機関等にご確認ください。



不妊治療費助成について

神戸町では、治療費が高額となる特定不妊治療(体外受精・顕微授精)、特定不妊治療に至るまでの過程で行なわれる男性不妊治療、一般不妊治療(人工授精)について、治療費の一部を助成しています。

※助成の内容、助成金額、助成期間は治療ごとに異なります。また対象の治療・対象の方の要件があります。

※令和2年度に行なった治療については、原則令和3年3月31日までに申請手続きを行ってください。

治療途中、申請が間に合わない場合は保健センターにご連絡ください。

乳幼児の健診・相談について

事業名	対象者	開催日
よちよち10カ月児相談	令和元年7月・8月生	6月23日(火)
ぷちっこ2歳児相談	平成30年5月生	6月2日(火)
3歳児健診	平成29年4月・5月生	個別でご案内します
乳幼児健康相談	乳幼児	6月30日(火)

※相談・健診事業の変更がある場合は、安全・安心情報メール等でお知らせします。

母子健康手帳の発行について(お願い)

母子健康手帳の発行には、30分程お時間がかかります。当町保健センターで健診等の保健事業がある時間帯には、お待ちいただく場合があります。お越しになる前にご連絡をいただくと、スムーズに発行できますのでご協力をお願いします。



※「神戸町くらしのカレンダー」に、母子保健・予防接種予定表を掲載しています。日程変更がある場合は広報にてお知らせします。